

吸収合併に関する事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

当社（以下「甲」）は、2024年4月5日付けで高尾開発合同会社（以下「乙」）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年6月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の定め相当性のに関する事項

甲は乙の持分の全部を所有しており、本吸収合併は完全親子会社間の吸収合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

乙の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 鉄道旅客運賃の改定実施について

当社は2023年3月24日に鉄道旅客運賃の変更認可申請を行い、2023年6月23日に国土交通大臣より認可されました。運賃改定は2023年10月1日より実施しております。詳細は別紙3「鉄道旅客運賃の改定実施について」のとおりです。

(2) 新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事について

当社は、2023年8月2日開催の取締役会において、新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事について、事業を推進することを決定いたしました。詳細は別紙4「新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事について」のとおりです。

(3) 当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の継続に伴う追加信託について

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取

締役を兼務する者を除きます。) (以下、総称して「取締役等」といいます。) に対し、中長期的な業績向上及び株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度 (以下、「本制度」といいます。) を導入しております。当社は、2023年11月6日開催の取締役会において、本制度の継続に係る金銭を当社が追加信託することを決定し、2024年3月期第3四半期連結会計期間において株式を追加取得したため、帳簿価額及び株式数が2023年3月期連結会計年度末から増加しております。

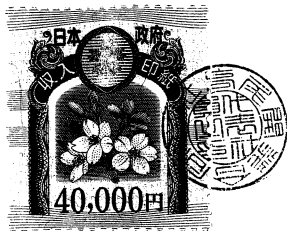
(4) 公開買付けによる株券等の取得について

当社は、2023年11月6日開催の取締役会において、株式会社サンウッド (以下「同社」といいます。) の普通株式、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を公開買付けにより取得することを決議し、公開買付けを2023年11月7日より2023年12月19日まで実施いたしました。この結果、同社は2023年12月26日をもって当社の連結子会社となりました。詳細は別紙5「公開買付けによる株券等の取得について」のとおりです。

(5) 共通支配下の取引等

当社は、2023年12月26日開催の取締役会において、当社完全子会社の「株式会社京王SCクリエイション」を設立し、簡易吸収分割の方法により、当社が営む商業施設運営事業 (ショッピングセンター事業および不動産賃貸業の一部) を株式会社京王SCクリエイションに承継させることを決議いたしました。また、当社完全子会社の京王地下駐車場株式会社について、すべての事業を吸収分割にて株式会社京王SCクリエイションに移管したのち、当社に吸収合併することを決議いたしました。詳細は別紙6「共通支配下の取引等」のとおりです。

以上



合併契約書

京王電鉄株式会社（以下「甲」という。）と高尾開発合同会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は合併し（以下「本合併」という。）、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

（吸収合併をする会社の商号および住所）

第2条 本合併にかかる甲と乙の商号および住所は次のとおりとする。

（甲） 商号：京王電鉄株式会社

住所：東京都新宿区新宿三丁目1番24号

（乙） 商号：高尾開発合同会社

住所：東京都新宿区新宿三丁目1番24号

（株式の発行および資本金の額）

第3条 甲は、乙の唯一の社員であるため、本合併に際し、乙の社員に対し、その持分に代わる金銭等の交付を行わず、本合併による甲の資本金および準備金の額の増加は行わないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は2024年6月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえ効力発生日を変更することができる。

（本契約の承認）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、総社員の同意を得るものとする。

（本契約の効力）

第6条 本合併に伴い、乙の権利業務は、効力発生日に甲に包括承継されるものとする。

(職務執行者の処遇)

第7条 乙の職務執行者は、効力発生日において、その地位を喪失するとする。

2. 前項において、職務執行者への退職慰労金等の支出は行わないものとする。

(協議事項)

第8条 本契約に定めのない事項、または本契約の条項に関し疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2024年4月5日

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

甲

京王電鉄株式会社

代表取締役社長 都村 智史



東京都新宿区新宿三丁目1番24号

乙

高尾開発合同会社

代表社員 京王電鉄株式会社

職務執行者 遠藤

